

名古屋交通圏タクシー活性化協議会設置要綱

平成 29 年 11 月 6 日制定

(目的)

第 1 条 名古屋交通圏タクシー活性化協議会（以下「タクシー協議会」という。）は、名古屋交通圏の関係者が自主的に、一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の活性化に取り組み、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる措置を行う。

(実施事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) タクシー活性化計画（以下「計画」という。）の作成
- (2) タクシー活性化施策の提案
- (3) 計画の実施に係る連絡調整
- (4) 計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する協力要請
- (5) タクシー協議会の運営方法等必要な事項の協議

(協議会の構成員)

第 3 条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とする。

- (1) 関係地方公共団体の長又はその指名する者
- (2) タクシー事業者等
- (3) タクシー車両の運転者が組織する労働組合
- (4) 地域住民の代表
- (5) タクシー事業と密接に関係する事業を行う者
- (6) 学識経験者
- (7) 愛知労働局長又はその指名する者
- (8) 愛知県中警察署長又はその指名する者
- (9) 愛知県中村警察署長又はその指名する者
- (10) 中部運輸局長又はその指名する者
- (11) その他協議会が必要と認める者

(協議会の役員)

第 4 条 協議会に会長及び副会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(協議会の成立)

第 5 条 協議会は構成員の過半数の出席をもって成立するものとする。なお、必要に応じて代理出席を認めることとする。

- 2 第 3 条 (2) に掲げる構成員については前項に定める過半数には含めない。

(議決方法)

第6条 協議会の議決方法は全会一致を基本とする。

- 2 前項によることができないときは、第3条の構成員の過半数に当たる多数をもって議決することができる。
- 3 過半数に当たる多数をもって議決するときは、第3条(2)に掲げる構成員を代表する者が前項の議決権を行使し、当該者が賛成すること。

(協議会の開催)

第7条 協議会は、定期的を開催することとする。

- 2 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができる。
- 3 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 4 協議会の議長は、会長が務める。
- 5 会長は、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の議決に代えることができる。

(協議会の事務局)

第8条 協議会の事務局は、名古屋タクシー協会及び愛知運輸支局が共同で務める。

(ワーキンググループの設置)

第9条 協議会は、タクシー活性化について検討を行う必要があるときはワーキンググループを設置することができる。

- (1) ワーキンググループの事務局は協議会事務局におく。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則 この要綱は、平成29年11月6日から適用する。